規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一二―一五

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の作成） **第十条**　試験機関は、規則八―一八第二十四条の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、同規則第三条第一項から第三項までに定められた名称又は同条第四項の規定に基づき定められた名称の採用試験（同規則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により区分されている場合には、それぞれ同規則第四条第三項に規定する区分試験又は同規則第五条第二項に規定する地域試験）ごとに名簿を作成する。 ２　（略） ３　名簿は、試験機関が規則八―一八第二十四条に規定する最終の合格者を発表した日から、効力を生ずる。 （名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年（規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第八号及び第十一号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては三年、同項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては一年二月）とする。 ２・３　（略）	（名簿の作成） **第十条**　試験機関は、規則八―一八第二十四条の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、同規則第三条第一項から第三項までに定められた名称又は同条第四項の規定に基づき定められた名称の採用試験（同規則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により区分されている場合には、それぞれ同規則第四条第三項に規定する区分試験又は同規則第五条第二項に規定する地域試験）ごとに名簿を作成し、試験機関の長（名簿の作成についての権限の委任が行われた場合には、その委任を受けた者とする。第三項において同じ。）が当該名簿に記名押印するものとする。 ２　（略） ３　名簿は、試験機関の長が当該名簿に記名押印した時から効力を生ずる。 （名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した時から一年（規則八―一八第三条第一項、第二項第一号、第三項第八号及び同項第十一号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては三年、同項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては一年二月）とする。 ２・３　（略）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則九―五（給与簿）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五―六

人事院規則九―五（給与簿）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。 一～五　（略） （削る）	**第三条**　勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。 一～五　（略） 六　イラク人道復興支援等手当の計算上必要な事項